

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB幼稚園（以下「幼稚園」という。）に教諭として雇用された。
- 2 請求人によると、担任となった請求人を補助するベテラン教諭からの嫌がらせ、長時間労働などが原因で体調不良になったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ病」と診断され、その後、勤務を継続していたが、同年〇月〇日に再度Cクリニックに受診し、「抑うつ状態」として同年〇月末までの間休業が必要と診断され、同年〇月〇日から幼稚園を休んでいたところ、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の精神障害の発病及びその悪化が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、F医師の意見を踏まえた上で、平成○年○月○日頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の発病の経緯とその症状からみて同医師の見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

評価期間中、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人は、Gの指導の態度や同人から幼児たちとの距離を遠ざけられたり、雑用ばかりさせられる旨主張しており、請求人は、保護者連絡帳の記帳、掃除、トイレのおむつ片付けなどの雑事を多くさせられていたことが

認められる。

しかしながら、これらはいくまで保育業務の一環であったものと認められ、請求人が新任教諭であることを踏まえると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとして評価すると、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの12日間、連続勤務をしたことが認められ、同期間中50時間余の時間外業務を行っていることが認められる。

このうち、同月〇日は入園式で、同月〇日は学園研修のため出勤したもので、請求人は新任教諭で保育業務に慣れていない部分があったため平日に時間外労働をしていたものであり、平日の時間外労働ではこなせない業務量や業務の困難性があったため休日出勤をしていたとも認められない。したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとして評価すると、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(ウ) 以上のとおり、当審査会としても、評価期間における業務上の出来事の心理的負荷の全体評価は、決定書理由に説示のとおり「中」と判断する。

(4) 請求人の本件疾病の増悪の主張について

ア 請求人の症状について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日の再診時は、同年〇月〇日の初診時の抑うつ状態はやや軽減しており、治療内容は変更していない。抑うつ状態が、この間、自然経過を超えて著しく増悪したとは医学的に認められない。」と述べ、また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「署の調査結果及び収集した資料等、とりわけ、F医師の意見書を踏まえると、請求人の対象疾患には、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日の間に自然経過を超えた著しい増悪があったとはいえないと思料する。」と述べていることからすると、本件疾病が自然経過を超えて著しく増悪したとは医学的に認められない。

なお、請求人は、F医師の意見書は信用できないと論難するが、その主張は医学的な裏付けをもったものではなく、採用することができない。

イ 以上のとおり、請求人の本件疾病が自然経過を超えて著しく増悪したとは認められないものであるが、請求人は、増悪したと強く主張しているので、念のため、請求人の主張を検討しても、請求人の主張する園長からの叱責及びベテラン教諭をペアに就けるとの通告並びに賞与の減額は、いずれも特別な出来事には当たらないから、請求人の主張を採用することはできない。

(5) 以上のことから、評価期間における心理的負荷の全体評価は「中」とどまるものであり、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、また、請求人が主張する「本件疾病の自然経過を超えた著しい増悪」についても認めることはできない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。